

開 会

【岡田国土計画局総務課長】 それでは定刻がまいりましたので、ただいまから第5回国土審議会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の岡田でございます。本日は、お忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則によりまして、会議は原則として公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方々にご傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

新委員の紹介

【岡田国土計画局総務課長】 議事に入らせていただきます前に、委員の紹介に移らせていただきたく存じます。前回の会合後、審議会の委員の選任が行われておりまして、新たに委員にご就任いただいた方もいらっしゃいます。時間の都合もございますので、新たに委員にご就任いただいた方のご紹介にとどめさせていただきます。それ以外の委員の皆様につきましては、お手元にお配りさせていただいております委員名簿によりまして、ご紹介にかえさせていただきますと存じます。

それでは、ご紹介させていただきます。植本眞砂子委員でございます。

【植本委員】 植本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡田国土計画局総務課長】 千速晃委員でございます。

【千速委員】 千速でございます。

【岡田国土計画局総務課長】 このほか、本日は所用によりご欠席でございますが、神野直彦委員、千野境子委員、虫明功臣委員にも新たにご就任をいただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては、会長選出の手続までの間、国土計画局長のほうで行わせていただきます。

【薦田国土計画局長】 国土計画局長の薦田でございます。会長選出までの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大臣政務官あいさつ

【薦田国土計画局長】 本日は、齋藤国土交通大臣政務官にご出席をいただいておりますので、齋藤政務官よりごあいさつをさせていただきたいと存じます。

【齋藤大臣政務官】 おはようございます。国土交通大臣政務官の齋藤でございます。

本日は、委員の皆様には、ご多忙のところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより国土交通行政の推進に多大なご尽力をいただき、心より厚く御礼申し上げる次第であります。我が国全体として、構造改革の推進が求められる中、国土交通行政においても一層の改革を進めているところであります。

まず、国民と向き合い、成果を重視した施策を重点的に展開していくことが何より重要であると考えております。特に、これからの公共事業は、むだな物をつくらず、選択と集中の基本のもと、限られた資源を、今後の日本にとって真に必要な事業に投入することが必要であります。また、地域の知恵と創意工夫を発揮していくための、地方の主体性・裁量性の向上を重視していく必要があります。

このような観点から、改革を進めるという点で、国土計画も例外ではありません。人口減少、少子高齢化の進展やグローバル化など、あらゆる分野において絶え間なく変化が続いており、このような経済社会情勢の激しい変動に対応し得る、新たな国土計画への転換が求められているところであります。

現在、国土審議会におかれましては、将来の国のかたちを、国民、地方公共団体等と共有しつつ、21世紀にふさわしい国土づくりを進めるためのご審議をいただいていると承知いたしております。活発なご議論をいただくよう心よりお願い申し上げます。

国土交通行政は、国土政策、社会資本整備、交通政策等、幅広い分野にわたり、そのいずれもが、暮らしや経済活動といった国民生活に密着するものであります。国土交通省といたしましては、21世紀の要請にこたえ得る国土交通行政の一層の推進に努めてまいり所存でございますので、ご列席の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。(拍手)

【薦田国土計画局長】 どうもありがとうございました。

齋藤政務官は、恐縮ですが、ここで退席をさせていただきます。

【齋藤大臣政務官】 どうもすみません。よろしくお願ひいたします。

(齋藤大臣政務官 退席)

議 事

(1) 会長の互選

【薦田国土計画局長】 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんください。本日の議題は、(1) 会長の互選、(2) 国土計画の改革についての調査審議状況報告でございます。

それでは、第 1 の議題、会長の互選に移ります。会長は、国土交通省設置法第 9 条第 1 項の規定によりまして、国土審議会委員の方々から互選していただくことになっております。いかがいたしましょうか。

亀井委員、どうぞ。

【亀井委員】 会長につきましては、これまでの経緯もございまして、学識経験委員の中からお選びするのがよろしいかと存じます。

学識経験委員の先生方、立派な方々ばかりでございますけれども、これまで 3 年間にわたって会長として審議の取りまとめにご努力をいただきました、秋山喜久委員に引き続きお願いいたしたいと存じますので、ご提案を申し上げたいと存じます。

【薦田国土計画局長】 ただいま、亀井委員から秋山喜久委員を会長にというご提案がございましたが、皆様のご意見はいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

【薦田国土計画局長】 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、秋山喜久委員に会長をお引き受け願うこととさせていただきます。

これ以後の議事運営は会長にお願いいたしたいと存じますので、秋山会長、会長席のほうにお移りください。

【秋山会長】 秋山でございます。会長にご指名いただきましたので、大変微力ではございますけれども、会の運営に全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、皆様方、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、皆様にお諮りしたいと存じますのは、あらかじめ国土交通省設置法第 9 条第 3 項

の規定によりまして、会長代理を指名させていただきたいと思ひます。それでは、まことに恐縮でございますけれども、引き続き中村英夫委員に会長代理をお願いしたいと思ひますので、中村委員、よろしくお願ひいたします。

【中村会長代理】 中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 国土計画の改革についての調査審議状況報告

【秋山会長】 次に、国土計画の改革についての調査審議状況報告でございます。

これまでの調査改革部会における調査審議の内容について報告させていただきます。では、事務局から資料に基づきまして説明をお願いいたします。

【薦田国土計画局長】 お手元の資料1は、委員名簿でございます。資料2は、任期の変わり目でございますので、国土審議会についてということで、国土審議会の構成、所掌事務等についての簡単な資料をご用意させていただきました。

議題の2の国土計画の改革についての調査審議状況報告でございます。これは、お手元資料3を用いましてご説明をさせていただきます。資料3、国土計画の改革についての調査審議状況報告ということでございます。1ページ目には、これまでの経緯をざっと書いてございます。

平成10年3月に策定されました、全国総合開発計画であります、「21世紀の国土のグランドデザイン」におきまして、21世紀に向けた新たな要請にこたえ得る国土計画体系の確立を目指すとしております。

その後、平成12年11月には、旧国土審議会、それから旧土地政策審議会のそれぞれの部会の合同の審議総括報告ということで、枠の中にありますように、全国計画の役割として、ビジョンとその実現に向けた主要施策の基本方向を提示すること、「国土管理」の国土のマネジメントの基本方針を明確化すること等が提案・提起されております。

現在の国土審議会の体制になりましてから、平成14年11月には、基本政策部会報告といたしまして、ここにありますように、後ほどちょっとご説明いたします「生活圏域」「地域ブロック」からなる二層の広域圏による対応の重要性、国土の利用・開発・保全による「総合的かつ基本的な国土のマネジメントの指針」としての役割、全国計画の内容を重点化すること。あるいは、国土計画のマネジメントサイクルの確立、それから、地方公共団体をはじめとする多様な主体の参画というようなことが提起されております。

昨年6月に、本審議会に調査改革部会が設置されまして、国土の総合的点検というものをやっけていただけてきているところがございます。後ほど、ポイントだけご説明をさせていただきます。そういうことを通じた国土計画の具体的なイメージ検討とあわせて、国土計画制度の改革について検討するということでございます。

次のページは時系列になっておりますが、下の方にありますように、昨年12月10日に前回の国土審議会を開かせていただきましたが、その後部会が2回開かれまして、取りまとめへ向けての審議をしていただいているところでございます。

次に、3ページで、「国土の総合的点検」の中身の関係でございます。1のところを書いてありますように、部会におきましては、3つの小委員会 ここにあります「地域の自立・安定」「国際連携・持続的発展基盤」「持続可能な国土の創造」という3つの小委員会を設置して調査審議をしていただき、今年の2月に、小委員会から検討の成果が部会に報告されたところでございます。それを踏まえて、部会報告の取りまとめの検討をしていただいているということでございます。

以下、3つの小委員会からの報告についてごくポイントだけご説明をいたします。

2のところにあります国土の現状。言ってみれば、これからの国の形を決定づけるものということでございます。生活の質の向上のために、生活の「安定」、国際的な「競争力」、自然との「共生」、そのバランスのとれた「国のかたち」が求められているのではないかとということでございます。

のところでは、人口減少がこれから進んでいくということで、2050年ぐらいを見通しますと、人口密度の著しく低い地域が現在の1.5倍程度に拡大する。あるいは、地方都市などで人口集中地区と言われておりますところが、6分の1が拠点を失う可能性があるという試算があるなど、地域社会の存続が課題となるということでございます。

次の4ページです。 のところで、東アジアにおける我が国の相対的地位の低下ということで、図表2にコンテナ取り扱いの推移を書いてございます。一方で、図表の3にありますように、水平分業の進展。すなわち、左側の絵が1990年の東アジア主要国と日本の電子部品貿易額でございます。もっぱら日本からの輸出、青い矢印が目立っております。それに対して、その10年後には青と赤両方ということで、まさに相互の水平分業が進展している。したがって、急成長してきている東アジア諸国の活力、つまり、市場として、国際観光の需要として、あるいは対日投資の相手先としての魅力、これをいかに地域に呼び込むかが地域再生の鍵となるのではないかとということでございます。

次のページでございます。 のところでは、我が国の国土利用の中で、管理水準が低下している国土利用、これが耕作放棄地でありますとか、あるいは山林の間伐が実施されていないというようなことが課題でございます。

でございますけれども、既存の国土基盤の更新に必要な費用がどんどんかさんでくる。ちょっと絵が見にくいですが、一番左の絵で、少し極端なケースですけれども、国土基盤の総投資額が、2001年度以降、毎年仮に一定額で推移したといたしましても、色分けしてありますが、下からいきますと、災害復旧投資、維持補修投資、更新投資でほぼその額になってしまう。要するに、このままいくと新規の投資ができないような状態になるということでございます。

それから、6ページに移りまして、そういうことを踏まえて、今後の国土づくりの基本方向につきまして、小委員会から幾つかの提案がなされておりますので、それをご紹介いたします。

のところにありますように、これから生活の安定、地域の競争力向上、あるいは国土資源のバランスということから、複数の市町村からなる「生活圏域」と、都道府県を越える「地域ブロック」という二層の広域圏を今後の国土づくりを考える際の地域的まとまりとしてはどうかということでございます。

にありますように、「生活圏域」というのは、大まかな目安としては、人口規模30万人前後、時間距離1時間前後ということでございますが、その圏域の中での機能分担、相互補完、絵をつけてございますが、そういったことにより都市的サービスを維持する。そのためにも、モビリティの確保というのが重要だと。ただ、「生活圏域」のこうした形成が困難な地域におきましては、情報インフラの整備等の代替手段の提供が要るということでございます。また、最後にありますように、中小都市等の新たな地域づくりの方向といたしましては、やはり、地域みずからのライフスタイルや資源に根差した調和のとれたまちというのが重要ではないかということでございます。

次のページでございます。「地域ブロック」、二層の広域圏の大きいほうでございますが、「選択と集中」と、今はやり言葉にもなっているわけでありましてけれども、拠点都市、産業集積、あるいは国際交流・交通の拠点というものに、ある程度資源投入を集中化させて、それによってブロック全体を牽引するということが必要になるのではないかと。そうした地域ブロックの中、あるいは地域ブロック同士のモビリティの確保というのが重要になってくるということでございます。

次の のところでは、「持続可能な美しい国土」を目指してということですが、これまでの人口の増加、あるいは大都市部への集中の中で、都市郊外部等におきまして、都市的土地利用というのが拡大・拡散してきたわけですが、これから、そういったものを、秩序ある集約化ということを進めていく。そして、集約に伴い生じた余裕空間を生かして、美しさ・ゆとり等の向上を図ることが重要ではないかと。この「美しい」という場合には、単に建物が美しいとかというだけではなくて、歴史性・文化性も含めた美しさの概念が重要ではないかというようなことでございます。

そういう意味で、国土利用の再編に向けた議論を深める必要があるということでございます。

以上のような3小委員会のポイントを受けまして、8ページですが、今後その3つの小委員会の報告を踏まえて、部会としての報告を取りまとめいただくということでございます。現在、その部会においてご議論をいただいている、主要な論点を簡単にご紹介をさせていただきます。

参考のところにあります、1番として、やはり国民が共感できる「国のかたち」がどうあるべきか、あるいはそのために何が問題なのかを提示するのが国土計画の役割ではないかという点。

2番といたしまして、東京を頂点に国内で競争するというような構造ではなくて、地域ブロックが自立的に相互に交流・連携しながら、世界で競争、あるいは共存する国土というのを目指すべきではないかと。ここに、「自立広域圏連帯型国土」というのがあります。これは、実は、まだ名称そのものについて部会でもまだご議論があるところでございます。

3点目は、これまで社会資本整備と産業の配置というようなことを中心に全総計画が推進されてきたというのは事実でございますけれども、これからは、そういう国土基盤整備についても選択と集中を図ることに加えまして、国土空間の利用の再編成といったものを総合的、一体的に行うことによって、国土を適切にマネジメントしていくことが必要であり、そのための指針として、国土計画の役割が重要ではないかというような点でございます。

4としましては、東京への過度の集中や人口の流入というのをチェックしなくてはいけないということは重要でありますけれども、これからの世界との競争ということを考えた場合には、東京の持つ国際拠点都市としての意味というのも重要ではないかという点でございます。

5番目、「多軸型の国土構造」は、現行の全総計画で提起されたところでございますが、それに加えて、今申し上げました「二層の広域圏」、これは人々の活動に着目した国土構造の把握という意味と言えようかと思えます。そういったかたちで、目指すべき国土構造をわかりやすくし、また、国民の理解を深め、各種政策立案時の指針となるようなことを目指すべきではないかという点でございます。

6番目は、「国土の均衡ある発展」についてでございます。本来の趣旨は、ここにありまますような、地域の特性を生かした自立的な地域づくりの意味がこめられているのですが、往々にして誤って使われるような場面もございます。したがって、国民にわかりやすく共感できる理念に再構築するというような点について議論を進める時期に来ているのではないかという点でございます。

7番目は、人口が減るから、その分を外国人で全部量的に埋めるという議論とは違うと思えますけれども、やはり地域の発展、あるいは国の発展という上で、国際的な人的資源の活用、あるいはそのための条件整備というのが重要であるというような点でございます。

以上のような点を現在部会でご審議をいただいています。

最後のページは、全体の報告がどんな構成になるかというのを絵にしている途中案でございますので、説明は省略いたします。

資料としては、資料3の参考として、1、2、3と、要するに、「地域の自立・安定小委員会」、「国際連携・持続的発展基盤小委員会」、「持続可能な国土の創造小委員会」の報告の概要をつけてございますが、時間の関係もありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

今、局長のほうからご説明いただきましたように、調査改革部会のほうで審議会の意向を受けまして、いろいろご審議いただきまして、7つの問題点として整理していただいております。きょう皆様方からご意見をいただきまして、それを踏まえて調査改革部会でさらに検討し、5月中ぐらいに、できましたらもう一度審議会に報告していただきたいと思っております。

では、久世委員、ご意見ををお願いします。

【久世委員】 昨年の12月の総会以来、ただいまご説明がありましたように、調査改革部会の3つの小委員会を中心として、国土の総合的点検について、以前から引き続いて

鋭意作業を進めておられることに対し、まず敬意を表したいと思います。

ただいま薦田局長から、取りまとめのポイントについてのご説明をいただいたわけですが、そのご説明にもございましたように、今後の国土づくりの基本的な方向といたしまして、「生活圏域」と「地域ブロック」の二層の広域圏を今後の国土づくりを考える際の地域的取りまとめとすること、また、持続可能な美しい国土を目指して、国土利用を再現することなどの提唱があったわけでございます。いずれも結構なことだろうと思います。

ただ、今後この政策に係る作業を進められる上におきまして、我が国の地方自治や地域社会の現状について、ぜひとも念頭に置いていただきたいことがありますので申し上げます。2点ございます。

1点は、「生活圏域」のほうでございますが、市町村合併が急速に進捗をいたしておりますとともに、おおむね30万の都市圏の形成が進んでいるということでございます。ご承知のごとく、ここ数年前から全国的に市町村合併が進んでおりますが、市町村合併の特例措置を盛り込んだ、いわゆる合併特例法の期限の切れるのは、来年の3月でございます。もちろん、若干の経過措置はございます。それをめどに、今全国的に相当の合併が行われております。きょう現在で申しますと、市町村数は3,100でございます。合併推進のメルクマールとも言われますのは、法定協議会が設置されると、合併に大体八、九割は到達をするというものでございますが、法定協議会の数がきょう現在で528になっております。これを構成している市町村数が1,901でございますので、期限の切れる来年の時期におきましては、大体日本の市町村の数は、このままうまくいけば1,721になるのでございます。しかし、合併の過程は、いろいろと問題があると思いますので、少なくとも2,000を切って、千何百台ということになるのではないか思うわけでございます。

そこで、ぜひこういう現実というものを前提として「生活圏域」についてお考えいただきたいということでございますが、同時に、総合的点検の作業では、「生活圏域」の規模を、人口30万の規模で想定されているようでございます。これは、今後の合併後の都市圏の規模と大体一致するのではないかと考えております。国土政策の上でも、また、地方自治行政の視点からも、このことは望ましいことになるとおられますので、その点をぜひとも念頭に置いていただきたいと思います。

また、現在国会に提案され、審議中でございますが、市町村合併に関連をいたしまして、市町村内部の地域的組織として、合併後に合併特例区の設置が認められます。また、合併と関係なくとも、指定都市であっても、人口10万の都市であっても、あるいは町村にお

きまして、一般的に市町村の中に地域自治区という法律上の制度ができて、それを設置することができます。これは、住民に身近な行政を行う体制を整備するものでありますので、この点も1つ国土政策に関連する問題でもございますので、一言申し上げておきたいと思います。

次に、第2点目でございますが、これは「地域ブロック」のほうの広域圏に係る問題でございます。ご承知のごとく、最近道州制に係る動きが活発化いたしております。同じ政府の調査会でございます28次地方制度調査会でも、今年の3月1日に本格的に発足をしたわけでございますが、今後の都道府県の改革に関する問題として、道州制について調査・審議をするよう諮問をいたしております。小泉総理もそれを受けて、道州制をはじめ、大都市問題等について本格的な審議を行っていただきたいということを総会において述べられております。

また、当面する問題といたしまして、北海道について、いわゆる特区によって道州制を先行的実施をするということを決意いたしました。16年度の国の予算におきましても、北海道の道州制特区について100億円の事業費と、調査費1,000万円がつけられているわけでございます。北海道だけではございません。四国4県におきましても、2年前から各県1,000万円ずつ出して、4,000万円で都道府県の区域を越える広域行政と道州制の問題につきまして盛んに調査・審議をやっております。

また、北東北3県、青森、秋田、岩手でございますが、これも3県一体となりまして、都道府県合併、ないしは道州制を目指しているいろいろとやっているわけでございます。

国会におきましても、最近道州制に対する議論がかなり多く行われ、県議会におきましては、ほとんどの県でこの論議が行われているのが実態でございます。全国至るところに道州制や都道府県合併ののろしが上がっていると言えましょう。国土の総合的点検作業における地域ブロックとの関係も大きくなっているのではないかと思います。ぜひこのことを念頭に置いていただきたいと思います。

ただいま、主として2点について申し上げましたが、このような地方制度の大きな変化のうねりが行われつつある現実を十分念頭に置いていただいた上で、国土づくりにおいて、国として取り組まなければならないことをきちんと取りまとめいただきたいことを要望いたします。私私の発言を終わりたいと思いますが、何かお考えがあれば承りたいと思います。

以上でございます。

【秋山会長】 久世委員、ありがとうございました。

【藤井委員】 すみません。今のと関連して。

【秋山会長】 はい、どうぞ藤井委員。

【藤井委員】 今、久世委員からいろいろきめ細かなご指摘がありましたけれども、賛同する部分と、私も同じ国会議員ですが、賛同できない部分があります。

私は反論するつもりはありません。ただ、道州制の問題も将来的には大変必要なことだと思いますが、今北海道の問題等々について、「特区」という言葉が使われたので、北海道を特区という形のモデルケースですということについて、私は異論を持つ者でございます。きょうは、このことについて意見を申し述べるつもりはありません。ただ、もう一度、国土審議会が5月に開かれる予定ということですが。

実は、私は自由民主党なのですが、自由民主党の政調会に国土開発調査会というのがあります。その会長を私は務めております。来週、この国土開発調査会を開きまして、きょうご説明のあった審議会の調査審議状況について説明を受けます。というのは、まことに私ども自民党といたしましても申しわけないのですが、このように各小委員会等々でいろいろきめ細かな、また、将来の見通しについての審議をされている状況を自民党の国会議員はほとんど知らされておりませんし、よくわかっておりません。ですから、こういう大事な国のかたちを今後どうしていくのか。それをやっぱり政策に反映していかななくてはならない。そういう意味では、私も国土開発調査会長といたしまして、こうした皆さんの説明を聞きながら、次の審議会までに、自民党の国土開発調査会としての意見を取りまとめていきたい。そういう中で、久世委員もぜひご出席いただきまして、今言ったご意見を...。国土開発調査会を開きますので、ある面ではけんけんがくがくの議論もしていきたいと思っておりますので、よろしくご出席ください。

以上です。

【秋山会長】 ありがとうございます。

柳澤委員。

【柳澤委員】 調査改革部会の方々には、大変ご熱心に論点の整理もしていただきまして、まことに敬意を表する次第です。私の感じを、二、三の点について申し上げたいと思います。

まず第1に、資料の8ページでございますけれども、この取りまとめ主要論点の2、「世界で競争する」というくだりがございます。これは、私はまさしくそうだと思います。現在、日本の経済は、全体としては回復しつつあると認識されていますけれども、地方と中

小企業がだめだと、おくられているということが言われているのですが、これは私は、端的に言えば、中国との競争に敗れているということだろうと思います。昔から日本の企業は、やはり日本の国内で地価の安いところ、あるいは人件費の安いところを求めて、自分たちの工場立地を地方に拡散させていったのですけれども、今やその延長線上で、中国だとかというところを見るようになってきているわけです。インドネシアもそう、タイもそうです。そういう中で、地方はやはり競争力に敗れて、日本企業の投資が例えば10としますと、国内で行われるのは3で、あとの7は近隣の諸外国で行われるというようなことが、今日の地域経済の停滞を招いているということであろうと思います。

しかし、私は、ここで、部会の先生方にもとくと注意していただきたいのは、最近の大学の動きです。国立大学法人が設置されることになってから、もう先生方の目の色が変わってきました。私ども、これは党活動ですからここで言うのははばかれるのですけれども、移動政調会ということで全国を回っております。ほんとうに大学と地域の経済人が密接に結びついて、その地域の産業起こしをしようとしている。これは、ほんとうに私は、中長期的には日本の希望ではないかと思うぐらいでございます、このあたりのことを国土政策上でもフォーカスしていただいて、ぜひ一つのダイナミクスを整理していただきたいと思います。

それから、第2番目に、この3番目ですけれども、国土の管理の水準の低下ということ。まさしくそのとおりで、目を覆わしめるものがあると思います。この関係で、私が指摘したいことは、地籍調査というものが、これは国土審議会の所掌の法律の中にも、国土調査法、国土調査促進特別措置法があるわけですが、地籍調査というものについて、最近非常に力こぶが入っているということでございます。

総理大臣の施政方針演説にこの地籍調査のくだりが入ったのは、おそらく私は開闢以来のことではないかと思っております。この地籍調査は非常に重要でございます、例えば、今モータリゼーションの中で、その行きつく先という感じですが、ITSというものの進捗が際立っているということ。つまり、自動車は文字通りの自動車になって、自動車がロボット化していくのではないかということなのですね。その情報を、自分の位置関係をインプットして、自動車がそれに対応した動きをするためには、地籍が絶対的に正しいということが必要なわけでございます、今日本ではそうになっておりません。ほど遠い状況です。これを何とかしようということでございますが、私は、この動きに加えて、もっと地質であるとか、そういったこともこれに込めてデータベース化していくというようなこと

が、今後大事なことになってくるのではないかと思います。あまりこれ以上詳しくは申しません。

それから、5点目と6点目に、「多軸型」とか「国土の均衡ある発展」というこれまで使われた言葉が並んでいて、今の局長のお話も実は非常にごまかしの的で、私はけしからんと思って聞いていたのですが、どういうことかという、この文章そのものは「疑問が残るのも事実であることから」と、遠慮しながら「も」なんていうのを入れながら書いていらっしゃるわけですが、局長は、「加えて」という言葉を使われました。私は、この「多軸型の国土構造」とか、「国土の均衡ある発展」について、やっぱり転換していただくざるを得ないと思います。こうした時代の変化、それも急激な変化に対応していこうというときに、これまでの国土審議会の打ち出した理念というようなものに引っ張られ過ぎているのではないかと。これでは間違ってしまうのではないかと思います。したがって、このあたりは、思い切って転換していくということが、ぜひ新しい会長のもとでも行われることを期待したいと思います。「均衡ある発展」が、「本来の趣旨である、地域の特性を生かした」なんていうようなことを、今さらになって言ったら、日本語の「均衡」ということばからそんなことまで読み込めなんていうのは、ほとんどへ理屈の世界だと私は思っていて、このことが、ほんとうにこれからも我々が追求すべき理念であるかどうかということをとくと吟味をしていただいて、転換すべきだったら転換しなくてはいいし、新しい理念を持とうと思えば、やっぱり新しい表現にさせていただくということが肝腎だと思います。

それから、藤井さんの言ったことに関連してなのですが、5番目のところに、「政策立案時の指針となることを」と書いてあるのですが、ほんとうに今の国土計画とかそういったものは、何ていうか、神棚に上がってしまって、現実の政策決定には何の影響もほとんどもたらしていないのではないかと極言したいぐらいの状況でございます。

私は、やっぱり法制局が法制的に総合調整をし、財務省が資金の面で政策の総合調整をするのと同じように、かつての国土庁がやっていたように、ほんとうにあらゆる政策を国土政策の観点から総合調整するという権限がなければ、これはどんな立派なことを書いてもすぐ神棚に上がってしまって現実の政策には反映しないのではないかと。

今年度出している法案の中にも、たくさん国土政策絡みのものがあります。景観法をはじめあるのです。ところが、何の関係もなくこれが審議されているのではないかと思います。節が多々ありまして、このあたりのことは、よくよく国土政策絡みの総合調整はいかに

あるべきか、計画が、全体の政策のいわば指針になるためにはどうしたらいいかということも、あわせてご検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。大変力強い応援をいただきましてありがとうございます。

では、亀井委員。

【亀井委員】 論点をおまとめいただいた改革部会の先生方に、心から敬意を表したいと存じます。

先ほど来出ている市町村合併に関連したことでございますが、昨年の総会の際にも、私はそのことについて意見を申し上げたのですが、現実の問題として、市町村合併が特例法を前提にしてどんどん進んでいるということでございますから、それをひっくり返すというわけにはいかないわけでございますけれども、この皆様方が示していただいた中で、「二層の広域圏」という考え方、これは私は正しいことであろうと思っておりますし、大体人口30万人規模の「生活圏域」というものをまず考え、それをまた大きく、もっと広域な「地域ブロック」として構成をしていくという、そのことが、いわゆる全総で描いた広域国際交流圏につながっていくことにもなるかと思っておりますので、この考え方は大変結構だと思いますけれども、昨年申し上げたのと同じことですが、今の市町村合併の実状を見ておりますと、どうしても各都道府県が自分の県の枠内で合併を進めていこうとしてパターンを示しております。ところが現実の経済交流、物流とか情報とか、あるいは人的交流とか、そうしたものはもう既に府県の垣根というものを越えてどんどん進んでいるわけでございますので、その実情というものを無視して、行政レベルから市町村合併を特例法をばねにして押しつけていくというやり方では、私は、なかなか国民の共感の得られるような国のかたちというイメージができてこないであろうと思っております。

したがって、今の合併はいたし方ありませんけれども、第2段階として、当然また新たな広域圏に向っての合併もあり得ることだろうと思っておりますので、やはり、必然的にこの「生活圏域」と、さらに「地域ブロック」としてのより大きな広域圏というものを考えていけば、府県という今の垣根は全く意味のないものになってくると思っております。

道州制の話が先ほど出ましたけれども、そのことに関連して、やはり国民の皆さん方が共感できる、そういう国のかたちを目指した広域圏づくりというものになってほしい。そのことを願っております。

それから、柳澤委員と別にここで論争するつもりはありませんけれども、均衡ある国土の発展ということを、どうも取り違えておられる方が多い。何か、全国どこでも同じ地域をつくってしまおう、全国が均衡ある発展を目指したために、全国どこへ行っても同じような地域ばかりになってしまった、いわゆる金太郎あめを切るみたいに、どこへ行っても同じ顔が出てくると。そういうことを言われる方が多いのですけれども、私どもが「均衡ある国づくり」ということを言っておりますのは、そういう意味ではなく、広い日本の国土をもっと伸びやかに広々と使おうということを言っているのであります。東京圏、東京、千葉、埼玉、神奈川、1都3県が、国土面積からすれば全体のわずか3.6%にしかすぎないわけでありまして、そのわずかなところに26%以上の人口が集中をしている。一方において、国土の約半分は過疎地でございます。過疎法の地域指定を受けている市町村の数が今1,271。その占める面積は48.5%。国土の約半分が過疎、高齢化、少子化に悩んでいる。そして、その約半分に住んでいる人は、全体の7%にも満たない数にしかすぎないわけでございます。そういうことを私はアンバランスだと言っているのでございまして、やはり、せっかく広い国土なのだから、しかも、もともとそこには満遍なく人が定住をして、そして自然環境と共生をして、独自の個性的な文化をそこに作り上げていたわけでございますから、そのことを考えながら、美しい国土というものをもう一度再構築していこうというのが全総の理念だと私は思っておりますので、そうした意味で、均衡ある国づくりということを受けとめていただければと思っておりますので、一言申し上げておきたいと思っております。

【秋山会長】 どうもありがとうございます。

では、高木委員。

【高木委員】 今の主要論点の整理のところ、「地域ブロックが自立的に相互に交流・連携しながら」というような表現がございまして、この「地域ブロック」という概念。先ほどから市町村合併、または都道府県の境をどうするかみたいなお話も出てまいりましたけれども、ここで普通に考えられるのは、例えば北海道ですとか九州ですとか、中国、四国、こういった概念だと思うのですけれども、やはりこれからの時代というのは、いろいろと線引きというのが大きく変わってくる可能性もあるのではないかなと思うのです。

先ほどから何度か出ている、府県を越えるというような考え方も含めると、この「地域ブロック」という考え方も、もう一度整理をしていったほうがいいのではないかなと。もっと言いますと、市町村の境、または都道府県の境、また、今考えられている地域プロ

ックの境というのは、一体だれがつくったのか。自然発生的に今まで出てきたものもありますが、行政単位というのは人為的につくられたものでございますから、そういった部分で、情報ですとか交流がどんどん発達していきますと、この境というのをもう少ししっかりと考えていったほうがいいのではないかなとも思います。

もう一つは、きょうご出席の委員の中では、私は最年少だと思うのですが、世代間の価値観の違いというのが大分今出てきているのではないかなと。「地域ブロック」や、またそれぞれの拠点という考え方を置く場合に、今までの地域の特性、または文化、そういったものもいろいろと考えながらやっていくのは当然だと思うのですが、やはりこれから生きていく、または支えていくであろう若い世代の価値観というのは、多様化している中であって、この「地域」というのをどういうふうにとらえていくのか。ここら辺の観点というのも、これから国土が発展していく上において、10年後、または50年後担っていく世代の部分というのも、一つ視点に入れなければいけないのではないかなと考えております。

もう一つ、交流・連携をしながらということで、これはもちろん重要な部分であると思うのですが、やはり人的な交流、または物流というか、その交流を深めていく上においてのインフラの部分。どうしても、今衆議院のほうで、道路公団の民営化法案が審議されているさなかなのですけれども、例えばその道路一つとってみても、論議の中で、まだインフラがしっかりしていないではないかという議論がなされております。そういった中で、交流を深めていく上においての基盤というものをどういうふうにとらえていくのかという視点というのも必要ではないかなと。

文章の上では、交流は必要だと言っているけれども、現実問題として、それが絵にかいたもちにならないようにするためにどうするのかという。もちろん、今までもいろいろと論議が尽くされてきたと思いますけれども、こういった視点もしっかりと踏まえて進めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

では、潮谷委員。

【潮谷委員】 今、いろいろな論議が出ておりますけれど、二層の広域圏について、私も少し配慮をしていただきたいという思いがございます。「地域ブロック」では、拠点都市圏、それから産業集積、あるいは国際交流、交通拠点、こういった資源が集約的に集められていく中で、ブロック全体を牽引していくという方向性が示されておりますけれど、

資源の集中によりまして、一方で心配になってくるのは、ブロックの中に新たな不均衡が生ずるといふことも懸念されますので、こういった点につきましては、十分配慮をしていくことが大事だと思っております。

それから、再三先ほどから出ておりますけれども、今後の都道府県のあり方ということと今回のことは、非常に不可分の関係の中にあると思っておりますので、今後の地方制度の見直しを見きわめながら、さらに慎重に検討していただきたいと思っております。

また、少子化ということに関連してでございますけれども、実は6ページの「生活圏域」のところ、「生活圏域の形成が困難な地域では、高次情報インフラを整備し」というくだりがございます。しかし、この形成が困難な地域というのは、高齢者が非常に多い地域です。高齢者が多いということは、障害者が多いということでもあります。これからの国土計画というのは、人口が減少していく中で、初めて作成をされる大事なものだと思っております。現実論で申し上げますと、このような理念はわかります。しかし、一体高齢者や障害者の皆さんたちが、高度情報化社会に関わっていくためのツールをどのように考えていくのか。ユニバーサルデザインという観点で関わることなしには、この理念は完成していかないと私は思っておりますので、ぜひ少子化という観点、高齢化という観点からもお考えいただきたいと思っております。

それから、8ページのところでございますけれども、「今後の調査審議予定」というところの中で、「国土計画制度の改革」について、検討の方向性が示されておりますが、ぜひお考えをいただきたい点があります。当然考えられると信じておりますけれども、国、広域ブロック、都道府県、市町村といった各レベルで、国土の利用・開発・保全を一体として進めていくという考え方の延長線上に、都道府県計画の義務づけが検討されておりますけれども、今日、私ども地方分権の状況の中で、分権の流れに逆行して、地方に対する国の関与が増えるということがあってはならないと思っておりますので、その辺はぜひ分権の理念にふさわしい形だと思っております。

それから、もう一つ、私が気になっておりますのは、次期国土計画体系の中で予定されている都道府県計画が、仮に義務づけを求められるといたしました場合、既に地方が有している計画に類似したものになるのではないかと。そうなりますと、屋上屋を重ねることになり、これを国土計画の中に、改めて組み込んでいくということについてはいかがなものか。こういうような点で、今後とも推移を私も見守ってまいりたいと思っておりますが、論議の中ではぜひご考慮願いたいと思っております。

以上でございます。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

では、川勝委員。

【川勝委員】 二層の広域圏について、前回は発言いたしましたけれども、改めて申し上げます。

「生活圏域」のほうは目安が明確です。人口30万人、それから1時間圏域と。しかしながら、「地域ブロック」についての目安が明確ではありません。「選択と集中」という抽象的な表現になっています。したがって、久世先生、あるいは藤井先生の間でも、ブロックの考え方について意見が分かれます。したがって、ここについては、その「地域ブロック」の目安をもう少し数量化する必要があると思います。

例えば、北海道で、道州の単位になり得ないのではないかという、藤井先生からのご指摘がございましたけれども、北海道の経済力は20兆円ほどでありますけれども、これは埼玉県とか兵庫県ぐらいの力しかないわけです。埼玉県ですと関東ブロック、兵庫県ですと関西ブロックというものを考えざるを得ませんから、したがって、北海道それ自体を、これまでの北海道や東北、関東、北陸、九州、中国、四国というふうな通常の方で見ているからだめなのではないかと思えます。

前回の国土審議会では、北海道をヨーロッパの小国と比較されておりましたけれども、これは明確ではありません。むしろ、「生活圏域」とある意味で基準が通底していないといけないと思うのです。30万人というのは、30万人規模の経済となりますと、病院がそこで成り立つとか、したがって所得もほぼ全体としてそれぐらいの規模になると。これは今回の市町村の合併でそうしたものができ上がっていくという目安になってくると思いますが、その「広域ブロック」に関しましては、やはり一極集中を打破するということがありますから、当然東京都というのが1つの目安になる。そうすると、80兆円ということになりますから、それを1つの目安にすると同時に、やっぱり先進国並み、アジア地域間競争に勝つだけの地域単位でなければならないという目安を入れますと、全体として筋が通るのではないかと思います。

それから、もう1点申し上げますと、耕作放棄地のことでございますけれども、これは農地法とか農業振興法とか、あるいはその都市の法律、要するに、市街地と市街化調整区域との線引きの問題が必ず出てくるので、法律の問題が出てくると思いますが、言いかえますと、これは、省庁間の縦割りを廃して、景観法なり、あるいは最近の都市と農

山漁村の対流・共生などで、7省庁と一緒に仕事をされていますけれども、そのような交流を進めていく必要がやっぱりあるだろうということでございます。

そして、そうしたことが、最終的にどうなるかとなりますと、国交省においては、「地域ブロック」の経営ということになりますと、今の国交省が、例えば東京、あるいは神奈川県というふうな単位を国際的基準、国内的基準の一つとするならば、そこで国づくりができますから、したがって、国交省は、北海道・東北ブロック、あるいは関東ブロック、中部ブロック、西日本ブロックというふうにいたしますと、そこで国づくりのノウハウを發揮することができます。この能力は、今の都道府県の官僚機構、あるいは知事さんには基本的にはないと思いますので、したがって、国交省ほか、景観法や、あるいは都市と農山漁村の交流にかかわるような省庁は、そういう「地域ブロック」に自己解体をしていくという、大きな見通しを持っていただかざるを得ないのではないかとさえ思います。

これは、国会議員の先生方についてのこれまでのあり方にも当然かかわることなので、とても難しいことだとは思いますが、少なくとも、ここでそういう長期的な見通しをやはりお書きになる必要があるだろうと。秋山会長ご自身が、関西はみずからの政府をつくるべきだというご発言もされているぐらいでございますので、そのような意向をやはりもう少し、現在の痛みを伴うことは別にして、長期的な展望は出さないといけないということでございます。

【秋山会長】 どうもありがとうございます。

【川勝委員】 先ほど、柳澤先生が言われましたけれども、今公立大学、国立大学が独立行政法人になりまして、地域に立脚する形でシンクタンクになろうとしております。したがって、日本の霞が関にあるシンクタンクのあり方、これは日本最高のシンクタンクですね。それが、役割を今度はそういう地域単位の中にゆだねていくというような時代が来ているということで、国交省としては、中長期的には、道州制ができたころには、調整機関にとどまって、実際以上の、技監は今1人ですけれども、4ブロックに分かれれば4人の技監ができるということで、少し明るい展望も持っていただいて、発展的に解消する、創造的破壊をするというふうな観点から、国土計画をもう1回、広域ブロックに関して、目安を明確にさせていただければと思います。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

では、そのほかどなたか。

中村先生、何か、今までのコメントでも、あるいはご意見でもございましたら。

【中村委員】 今まで部会で議論いただきましたし、また、その前の段階で企画運営委員会、あるいは小委員会で、それぞれ今後の方向まで含めての議論をしてきたわけでございます。

そこでの方向というのは、先ほどもどなたかからご意見がありましたように、従来流の見方、例えば、多軸型国土形成であるとか、あるいは極めて形式的な均衡ある国土であるとか、そういうふうなものから、思い切って脱却することが今求められているという考え方に立っております。今の日本は、少し経済はよくなってきたようでございますが、まだまだ将来に対して悲観的な見通しを持っている人が多いという状況の中で、この国土づくりというのは、思い切って、明るい時代の国のかたちという言葉を使っていますが、そういうふうな方向が出せるようなものを、今後もっと明確にしていきたいと思っているわけでございます。

そこでは、ともかく生活においても、生産においても、もっと高い効率を必要とする。さらに、美しく快適である、文化にあふれた国土でありたいと思うわけですし、それから、環境においても、防災その他安全面においても、より間違いのないものにつくるという方向の目標を立てて、そちらの方向へ政策を考えていく。そういうような形で、次の世代、さらにその次の世代へと、この国土を引き継いでいきたいと思うわけであります。

そういうようなことをすることによって、国民の明るい未来像をつくるのにも役立つでしょうし、そして、また、この国が世界の国々から称賛される。そして、また、国民そのものが、この国土により大きな愛着を持って、誇りを持つというようなものをつくってきたいと私どもは考えているわけでございます。そういった形で、さらに具体的な方向になっていくというふうに思っております。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

そのほか。では矢田委員。

【矢田委員】 審議会の意見交換ですので、多少川勝委員の見解について触れていきたいと思えます。

ブロック圏というのは、おっしゃったように、明確に指標がございませんし、それから、境界線をどうするかという話も詰めているわけではございません。ただ、ブロック圏とか生活圏域という考え方というのは、国のほうから圏域を設定するという論理構成よりも、事実上経済的にでき上がった圏域を単位にして、今後地方分権の考え方で、市町村ないし都道府県が、ボトムアップ的に計画をつくるというところに基本戦略がありますので、平

均的に1,000万人の人口とか、2,000万人の人口とかという形でくるといいう話が果たして適当なのかどうかというのは、ちょっと私も悩んでいるところであります。

具体的に言えば、地方ブロックごとには、ブロック単位に知事会というのは既に相当長い歴史を持っていますし、それから何よりも地方の経済連合会というのが、やはりいろいろな形で意思形成のポイントになってきます。その辺の伝統というのが、おそらくこれから地方主権、地方分権になっていくときに、国がつくる策定よりも、そちらが策定の主体になり得るのだと思います。一定の指標で非常に交流の弱いところを意図的に結びつけていくよりも、知事会議ないし経済連合会を主体に相当程度策定を任せていくというのが、おそらくブロック単位ということかと思えます。

にもかかわらず、幾つかの県は両方属したりするという調整の問題は1つあります。この辺のところのブロックを、30万人という生活圏域と同じように一定の指標でくくるべきなのかどうかというのは、多少私は異論があるところでございます。

もう一つ、柳澤委員が言われました、いわゆる大学の問題なのですが、今国土計画局の中で、地方の経済を牽引するための産業集積をどう促進するかという研究会を半年ぐらいかけてやっております。私は、中国、アメリカとの競争の中で、日本の産業は、特にものづくりのところでは相当ダメージを受けていると考えています。地方が活力を上げるには、いきなりまた新しいプロジェクトというよりも、既存の、競争力を既に持っているようなサービス産業や、ものづくり集積に対して、大学の知をどう流し込んでいくかというのが競争のポイントだということで、今報告書をつくっております。「知の創造が地域の活性化をつくり上げる仕組みづくり」というようなタイトルで、これから議論していきたいと思っています。

と言いながら、大学の動こうとしているベクトル、及び文科省のベクトルが、必ずしも地域の活性化というところにピタリと一致しているわけではない。その辺は今後調整の問題となっていくと思います。法人化して生き残るためには、地域にどれだけ根づくかという哲学はほとんど変わりませんが、もっと大きくブロック単位、あるいは生活圏域単位のプレーンとして、どういうふうこれを推進していくかというところは、ひょっとしたら、これからかなりきちんとした議論をしながら方向づけていかないといけないと思います。私も大学人としてよくわかりますが、それぞれの大学の方向性が、必ずしもそういう議論にはなっていないのです。特に、国家公務員でなくなったにもかかわらず、ほとんど従業員規則は国家公務員と同じように、いわゆる兼業規制が同じような厳しさがある。

こういうことも含めまして、おそらく国土戦略、地方の活性化戦略における大学の知の役割というのを、国土政策の中に相当取り入れて、大学制度の改革までこれから触れていかなざるを得ないのかなと思っております。その辺、今後詰めていく必要があるかと思っております。

【秋山会長】 亀井委員、どうぞ。

【亀井委員】 調査改革部会でどういうご議論があったのかちょっとお伺いしたいと思うのですが、資料の4ページ目でございますが、「東アジアにおける我が国の相対的地位が低下するなか」という文言がございます。このことは、私ども非常に重要に受けとめているわけで、拠点的な空港とか港湾とか、そうしたものがほとんど近隣の国にもうシフトしてしまっている。それがこういうことを招いているわけで、やはり、東アジアの諸外国が、戦略的な公共投資というものをしっかりやっている。そのことによって、こうした流れが加速してきているということだと思います。

したがって、今こういう財政状況のもとで、公共投資ということはなかなか言いにくいことかもしれませんが、自立広域圏というものを形成して、東京圏を経由しないで、それぞれのこういう広域圏が国際交流できるという環境をつくっていくためには、戦略的な公共投資というものは当然伴っていかなくてはいけないだろうと思っておりますので、その辺のご議論がどのように展開されていたのかちょっとお伺いしたいと思います。

【佐久間国土計画局総合計画課長】 お手元の資料、先ほど参考ということでご説明を省かせていただきましたけれども、参考資料の中に、資料3の参考2というのがございます。世界に開かれた魅力ある国土の形成と持続的発展のための国土基盤のあり方ということで、3つの小委員会の1つ、国際連携・持続的発展基盤小委員会での議論でございます。

ここでは、今おっしゃられましたような、東アジアにおきます人や物、情報の流れとの中で、課題がいろいろとあるということが言われております。これの4ページのところにコンテナの話がございます。白いマルのところは1980年で、それが2002年にどれだけ変わってきたかというところがございますが、東アジアにおきます各国の主要な港湾におきますコンテナ取り扱い量というのは非常に拡大をしてきております。その一方で、我が国の主要港湾の状況は、必ずしも荷の取り扱いという点では、規模が及んでいないといったようなこと。それから、日本と東アジアの主要な都市間のネットワークと比較してあります。ヨーロッパなどではその主要な都市間のネットワークというのは、空港がそれ

それぞれしっかりしたものと同時に、便がかなり便利に飛んでいるという状態になっておりまして、相当の都市間で日帰りが十分可能な、地域が圏域として一体になっている。あるいは逆に見れば、それぞれの都市は、欧州全域といたしますか、広い範囲を対象にビジネスの拠点としての役割が果たせるという状況になっているのに対しまして、例えば日本の空港と東アジアの主要都市との間で、日帰りが可能なところになりますと、日本から見て日帰り可能、あるいは向こうから見て日帰り可能といったようなことが非常に限られた状態になっております。こういうあたりにも、これから密接な経済関係が見込まれる中で、東アジアにおきます日本のそれぞれの主要な都市の拠点性といったようなものに課題があるということを言っております。

また、5ページを見ていただきますと、左のところには、日本とアジアの国々との関係のインターネットの回線容量をみておりますが、どうしてもアメリカとの関係というのが強くて、実態的に通信が北米を経由して行われている、一番太い回線がそれぞれアメリカに向っているといったような状況であり、アジアの中でお互いに通信網を整備していく、あるいはそれをやりやすくするようなことを考える必要があるところです。これからそれぞれに発展し、日本との関係が強くなっていく、つまり、経済取引が活発になれば、それだけ情報が流れる必要があるわけでありまして、そういったようなこと等の対応がまだ十分とれていないという課題がございます。

また、今観光客の受け入れを拡大しようという努力をいたしておりますが、その背景としましては、アジアでこれから国際旅行をする人の数が増えてくるだろうという見込みがございます。右の真ん中あたりに「中国発国際旅行者数予測」というのがございますが、足元1,000万人程度の規模でございますが、10年で3倍、2020年には年間1億人の人が外へ出るということが予想されているわけです。現状、東アジアにおきます旅行の受け入れの状況をみますと、日本のランクがだんだん下がってきています。もちろん、増えてはいるのですけれども、全体として世界での旅行の拡大という中で、それほどの魅力といたしますか、引きつける力ができていないというところがございます。

こういうようなところで、これからこういう面に重点的に投資をするといったようなところが必要になってくると考えています。

もちろん、このほかに防災ですとか、環境の面といったようなことを当然いろいろと考えるなければならないということでございますし、しかも、その中で、新規の投資施策についていろいろと難しい面があるといったようなところは、先ほど局長から説明があったよ

うなことでございます。

【秋山会長】 どうも。森地委員。

【森地委員】 国際連携・持続的発展基盤小委員会の委員長をやっております森地でございます。

今課長からお話ございましたことに若干の補足をさせていただきたいと思います。

基本的に、財政制約下でどこに重点的にやるかとか、あるいは人口減少傾向は日本だけではなくて、比率でございますが、労働生産年齢人口比率がアジアの諸国も減少いたします。したがって、日本だけではなくて、海外も含めて、何とかしなくてはいけない、戦略的にやらなければいけない時間制約が非常に明確に出てきている。その中でどこからやるかというのが大変重要なことは、先生のご指摘のとおりであろうと思います。

今課長からご説明がありました資料3の参考2に基本的な考え方を、特に文章のほうには要点をかいつまんで記述してございますが、1つは、国際的な競争下で、持続的発展をするために何に投資をしていくのか。この国土だけを考えないで、東アジア全体の中でこの日本がどういう位置にいるのかということをもう少し明快に意識しましょうと。先ほどお話がありました、例として考えますと、ヨーロッパの都市間で日帰りできない都市というのは、ちょっとした10万人以上ではほとんど日帰りが可能です。日本と、アジア諸国とで日帰りできる都市というのは、北京、ソウルぐらいです。そんな状況で国際連携もあったものではない。このときに、空港問題ではなくて、アクセスのほうがより重要かもしれません。したがって、個別の社会資本ではなくて、その地域、地域の課題に見合って、ターゲットをはっきりした上で重点投資をしていきたいと思いますというのが基本的な考え方でございます。

それから、もう一つは、量ではなくて質的にどうしていくのか。例えば、美しい国土はどうだとか、循環型社会、もう1回いろいろな生産施設が再配置される時期でもありますので、一体そういうところをどうやっていくのかという話をする必要がございます。

したがって、繰り返しになりますが、もろもろの議論、また事務局からご説明をさせていただくことになろうかと思いますが、もう一つ重要なことは、社会資本整備計画、基本法に基づく計画と、この国土計画に基づく社会資本についての計画をどういう格好でとらえるか大変重要でございます。当然のことながら、こちら側は地図の上でその地域、地域がどういう地域を目指すかということについて、その整合がとれた格好で、しかも、特色ある格好で投資についての戦略を練っていくということが大変重要であります。一言で言

いますと、2つの計画の社会資本整備についての調整というのは、縦糸と横糸の関係になります。したがって、その2つを合わせたときに、その地域、地域の一番いい解が出てくると思います。

ちょっと抽象的で恐縮です。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

そのほかどなたかご意見ございませんでしょうか。

榛村委員。

【榛村委員】 4点お願いしたいと思いますが、1つは、国民にわかりやすい、共感できる理念ということ、前回のときは「ほどよい」という言葉が使われたのですが、私は、「テーマのあるまちづくり」ということを言っておりまして、これからの市町村合併後の都市のあり方は、面積が広がりますし、いくつかのテーマを言えることが大切だと思います。あなたのまちのテーマは何ですかと言われたときに、こういうテーマだ、課題だと明確に答えられることです。テーマはその地域の特色であり、特色は魅力であり、魅力は誇りとなり、地域自立に繋がります。市町村合併は、自分のまちが、外から見てもそのものが、非常に魅力あるテーマパークだと言えるようになるため行う面があります。それがクラスターになって全国土がまとまれば、多様にして魅力ある日本列島になるのではないかと。そのときに、活性化という言葉も、一律の価値観の活性化ではなくて、それぞれテーマごとに違う活性化となります。例えば、田舎に不足している頭脳の活性化が大事ですし、運動不足を直す血液の活性化や淡水魚の豊富な小川という自然の活性化が大事です。そういう区分をして、わかりやすく魅力ある理念整理をする必要がある。それを均衡ある発展に対して、特色ある発展というか、それともテーマの豊かな都市の連携というか、これからの問題だと思います。それが1点目です。

2点目は、少子化と物の販売が不振の時代だから、中心市街地の商店は大体だめだといふときに、今までの再開発法による再開発ビルはほとんど失敗と言われることについてです。地価下落、右肩下がりでは、区画整理も再開発法も、法律が制度疲労を起こしているため、もう少し、歩くことを中心とした公園と露地や横丁のような空間の市街地を考えるといいと思うのです。

今まで、再開発ビルが成功しているのは、地下鉄が成り立つ都会です。地下鉄がないところは、歩くとか、公園とか、歴史建造物とか、そういう地域の魅力、日本の魅力をつくるという新しい手法を開発しなければいけないということで、再開発ビルではない再開発

ビジョンが必要である。これが2点目です。

それから、3点目は、田畑の耕作放棄地とか、森林の施業放棄地が出ていることについて、かつて「鉄は国家なり」と言いましたが、私は、「木は国土なり」と反発したことがあります。今、日本の国は、木材自給率18%になり、低い食糧自給率の半分以下になってしまったのですが、これだけ山と木がある国がそうになっているわけです。かつて日本の山村がなぜ成り立ったかという、低賃金の人がいっぱいたということと、世界で一番木材の値段が高かった国だからです。そういう意味では、もう木がほんとうに安くなってしまったので、これについて何かビジョンを出さなければいけない。国有林は環境に逃げ込んでしまって、もう施業をやめてしまう傾向になりつつある。民間もやめていき里山は荒れ、山村崩壊です。全国に森林経営をする団体は、森林管理署が国有林で、民地は森林組合が全国をカバーしているわけですから、森林組合が弱い弱いと言っていますが、これを蘇生させるべく、森林に関心を持っている人は相当いますので、都市からそこへ入れていく。出て行った人ではなくて、Iターンの人を森林に持っていくような政策を、森林組合を受け入れ団体に位置づけ、森林管理という公的支援を与える必要があると思います。これが3点目です。

また、今森林の境がわからなくなっていますが、先進国で、昔の字切り図でやっている国は日本だけです。先ほど柳澤伯夫先生がおっしゃった地籍調査は、山村でも大事なことです。この作業を森林組合にやらせて、ちゃんと集合した近代的な管理ができる森林にしなければいけないと思うのです。なぜ地籍調査が国土調査として長い間言っていてできないかという、法務局の公図依拠主義、公図に依拠してやりなさいという、それが壁なんです。

もう30年から50年、平和に治まっている地籍について、明治時代につくった公図に依拠して分筆したり、番地をいじっているからできないのであって、やりやすく集団和解方式にすれば一挙に進むと思います。ですから、これも再開発法と同じで、法律改正が必要だと思います。

4点目は、土地改良事業です。今、全国に戦後やった農林公共事業で、大型の水路だとか、広域利水の農業用水、お米を増産するためにつくったいろいろな施設があるのです。これがみんな更新期にきているわけです。その更新期に食糧庁がなくなってしまって、お米が農政のわき役になったのですが、私は耕作放棄地や棚田のこととか、日本に張りめぐらされた土地改良の水路は、やっぱりちゃんと更新していく必要があると思います。地域

用水や環境用水の考えを入れた広域利水のビジョンをつくらないと、ほんとうの国土づくりはできないのではないかと私は思います。

したがって、お米と国土の問題を4点目。3点目は、木と国土の問題というようなことで、それに携わっている人たちが、もう少しやる気と愛国心が出るような言葉で話しかけていただけたらと思います。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

もう一人だけご意見を。どなたか。丹保委員、どうぞ。

【丹保委員】 大体のところは皆さんがおっしゃいましたので、1つだけちょっと逆のミラーイメージで申し上げたいと思うのですが、日本の国土で、普通に我々が努力して生きていける、我々だけで生きている人口というのは、4,000万か5,000万ぐらいだろうと思うのですが、そうすると、今1億2,000万いますから、七、八千万はこの国土には、食べ物からいってもエネルギーからいっても過剰人口なのですね。そうすると、それを食べさせているのは東京であるとか、中部圏だとか、近畿圏といったようなところでございます、実は、そこが特区なのですね。

シンガポールが、あの小さなところであれだけのことをやっている。東京ははるかにもっと大きな力を持っていますけれども、それが必ずしも発揮できない。というのは、逆に言えば、そこでつくられたアイデアが、日本全部に同じに散らばっていったために、日本人々の考え方、教育を含めた考え方がすっかりガタガタになってしまった。であるならば、それをちょっと分けて考えるということをしたほうがいいのではないだろうかと思っております。均衡ある国土の発展というのは、実はそうではないというのはかねがね思っていましたし、国土軸を何本か立てるといふ、これもひどいことだとずっと思っておりましたが、これは、やっぱり、東京、中部、関西、これは日本を食わせている地帯ですから、それと日本のほかの地域。人口が減っていったあと、21世紀の後半に、もし東京以外の地域が、自分たちの文化・文明を創造して持ち得なければ、日本というものはなくなりまして、全部グローバル化してしまった中の一部の、それが衰弱した形で21世紀の後半に残る可能性があるのだらうと思います。

したがって、やっぱり今闘っている、戦前の大日本帝国連合艦隊みたいなものが東京でございますので、それに対する扱いをまた別に考えないと、ほかもやられてしまうと思います。

私は北海道でございますので、先ほどの川勝さんのおっしゃったこととも絡みますが、

東北と北海道は、歴史的にも文化的にも全く違った空間で、人口だけでは処理できない。そのような問題を個々に抱えておりますので、全体の力を上げるということも大事でございましょうが、それがかなり無理なプランをやっているのではないかとおそれますので、逆ミラーでございまして、ちょっと表現が悪うございましたらご勘弁ください。

【秋山会長】 他にご意見はございませんでしょうか。

では、千速委員。

【千速委員】 経団連の立場でちょっと。経団連の中で議論していることで、やはり道州制を提唱しております。

その場合、ここにも書いてございますが、「地域の特性を生かした自立的な地域づくりを進めていく」という、この自立ということが一番問題になるわけだと思います。そういう意味では、資料3の参考1にも、「地域ブロック」で、「富を生み出す何らかの源泉を有し雇用機会を生み出すことが鍵」ということを言われておりますが、所得のない、増大しないところを道州制でまとめても何もならないと私はかねてから思っておりまして、やはりそのブロックでの経済、製造業、流通機能、そういうものをきちんと整えて、拡充して、自立できる経済ブロックをつくっていかないといけないと思います。それが特色ある文化を生んでいくということになるのではないかとおそれているのですが、その辺の議論を、ほんとうにどうやったらできるのか。国としてそれをサポートしていけるのかということ、ぜひ議論していきたいと思っております。

以上でございます。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。では、きょういろいろ貴重なご意見をいただきましたので、この結果を調査改革部会のほうで踏まえまして、さらに検討を加えていただいた上で、できれば5月ぐらいにもう一度審議会で議論させていただきたいと思っております。

事務局のほう、特にそのほかございますか。

以上をもちまして、きょうの国土審議会は終わらせていただきたいと思います。大変ご熱心なご議論ありがとうございました。

(3)その他

【秋山会長】 終わりに、事務局のほうから連絡事項がございますので、それを伝えさ

させていただきます。

【事務局】 事務局でございます。本日お配りいたしました資料につきましては、非常に大部でございますので、お席に置いておいていただければ、後ほど事務局からお手元にお送りいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会